

令和3年（行ウ）第277号

原告 フロントラインプレス合同会社

被告 国

第7準備書面

2025年（令和7年）1月20日

東京地方裁判所民事第2部Dc係 御 中

原告訴訟代理人弁護士 清 水 勉

同 弁護士 出 口 かおり

被告準備書面(1)第1の6以下の主張に反論する

第1 乙②第1号証「※2」部分

「氏名」を除く「船名」「役職」「年齢」「本船での乗船経験」「旋網漁船の乗船経験」は個人識別性がなく個人情報に該当しない。本件アンケート調査は第58寿和丸の沈没原因を明らかにするためのものである。第58寿和丸の乗組員にとどまらず酢屋商店の他の漁船の乗組員、さらには広く漁業関係者だれもが事故原因を明らかにすることを強く望んでいることからして、回答者はアンケート調査に協力することに躊躇することもないければ調査に協力したことを隠すべき理由はなく、氏名を開示されることを拒むことは考えられない。仮に回答内容の一部に開示されたくない内容があったとしても、それは当該箇所が開示事由に該当するか否かという問題であって、回答者の氏名を開示にすべき理由にはならない。情報公開法が個人識別情報を典型的に不開示事由としていることからすれば、「※2」の箇所では、氏名だけを不開示とすれば足り、それ以外の情報によって回答者が特定できるとし

ても、そのことで回答者に何らかの「不名誉」や「不利益」が生じることは考えられないから、モザイク・アプローチにより他の箇所を不開示にする必要はない。

第2 乙②第2号証

被告の主張によると（9頁）、3名の生存者について、E【■■■■：■■■■】、F【■■■■・■■■■】、G【■■■■・■■■■】としている各【 】内の一方は船内で担当していた役割で、もう一方は氏名とのことである。担当の役割を開示すれば生存者の関係者等が入手できる第58寿和丸の乗組員に関する他の情報と照合することで、乗組員個人の識別が可能になるとのことである。

生存者3名は伊澤理江著『黒い海―船は突然、深海へ消えた』（講談社）（以下、『黒い海』という。）に実名で出ており、自らが第58寿和丸の生存者であることを社会的に隠していない。生存者の関係者でなくても特定できる。情報公開法が個人識別情報を類型的に不開示事由にしていることからすれば、氏名だけを不開示とすれば足り、船舶内で担当していた役割を開示しても、生存者らには何らかの「不名誉」や「不利益」が生じることは考えられないから、モザイク・アプローチにより他の箇所を不開示にする必要はない。

第3 乙②第4号証「※」部分・第5号証乃至第26号証「※」部分

1 酔屋商店関係者

乙②第5号証では「先方」欄に「第二寿和丸（探索戦）」とあり、乙②第6号証乃至第11号証では「第六寿和丸（探索戦）」とあり、乙②第12号証・第13号証では「第十一寿和丸（運搬船）」とあり、乙②第14号証乃至第17号証では「第三十一寿和丸（網船）」とあり、乙②第18号証・第19号証では「第三十三寿和丸（運搬船）」とあり、乙②第20号証乃至第22号証では「第五十八寿和丸（網船）」とあり、乙②第23号証・第24号証では「第八十二寿和丸（運搬船）」とあるから、これらの聞き取りの対象者はいずれも寿和丸の乗組員

であるから酔屋商店の従業員であることがわかる。

これらの者は事故原因の究明を強く求める立場から聞き取りに協力している者であり、『黒い海』にも実名で出ている者も多数いるであろうことからすると、自らが酔屋商店の関係者であることを社会的に隠していない。情報公開法が個人識別情報を類型的に不開示事由にしていることからすれば、これらの者の氏名、都道府県市町村より詳しい個人宅住所、個人の電話番号を除いて都道府県市町村及び役職等を開示しても、何らかの「不名誉」や「不利益」が生じることは考えられないから、モザイク・アプローチにより都道府県市町村及び役職等を不開示にする必要はない。

口述調査を受けた者が会社の代表者など責任ある立場であれば、これらの者の氏名は慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。

2 1以外の者

乙②第25号証及び第26号証の表題に「口述メモ」とあり、聴き取りの場所が「小名浜機船底曳組合組長室」となっていることからすると、第58寿和丸が沈没した当時近海にいた酔屋商店以外の船舶の乗組員だと考えられる。これらの者は酔屋商店の従業員と同様、事故原因の究明を強く求める立場から聞き取りに協力している者であり、『黒い海』にも実名で出ている可能性がある者であることからすると、自分が第58寿和丸が沈没した様子を目撃したり救助に当たったりしたことを社会的に隠していない。情報公開法が個人識別情報を類型的に不開示事由にしていることからすれば、これらの者の氏名、都道府県市町村より詳しい個人宅住所、個人の電話番号を除いて都道府県市町村及び役職等を開示しても、何らかの「不名誉」や「不利益」が生じることは考えられないから、モザイク・アプローチにより都道府県市町村及び役職等を不開示にする必要はない。

乙②第4号証の冒頭に「電話録取メモ」とあるから、被告が作成した不開示事由一覧表で乙②第4号証の「相手先」欄について「口述聴取を受けた者」の個人識別情報が書かれていることは理解できる。しかし、「相手先」欄がすべて墨塗

になっており、第58寿和丸の沈没事故とどのような関係がある者なのかが全くわからない。酢屋商店の関係者であれば、(1)の主張と同様である。

口述調査を受けた者が会社の代表者など責任ある立場であれば、これらの者の氏名は慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。

第4 乙②第27号証「※」部分

表題に「口述メモ」とあり、聴き取りの場所が「小名浜機船底曳組合組長室」となっていることからすると、第58寿和丸が沈没した当時近海にいた酢屋商店以外の船舶の乗組員だと考えられる。これらの者は酢屋商店の従業員と同様、事故原因の究明を強く求める立場から聞き取りに協力している者であり、『黒い海』にも実名で出ている可能性がある者であることからすると、自分が第58寿和丸が沈没した様子を目撃したり救助に当たったりしたことを社会的に隠していない。情報公開法が個人識別情報を類型的に不開示事由にしていることからすれば、これらの者の氏名は不開示にするとしても、「所属」は開示すべきである。「先方」欄には氏名と所属しか書かれていないのだとすれば、「所属」が特異な名称でないかぎり、他の情報と照合することで個人を特定することはできない。仮に特異な名称だったとしても、第58寿和丸の沈没原因を明らかにするために小名浜機船底曳組合組合長室での聴き取りに応じるような者が社会に氏名が知られることを恐れるとは考えられない。所属を開示しても、何らかの「不名誉」や「不利益」が生じることは考えられないから、モザイク・アプローチにより所属を不開示にする必要はない。

第10 乙②第28号証「※」部分

被告の主張によれば、1頁目上部の2箇所の墨塗は、提出者の勤務先法人名、他方は同法人のファックス番号だとのことである。これらは個人識別情報に該当しない。

ファックス送信している内容が第58寿和丸の乗組員の名簿であることからすれ

ば、提出者の勤務先は酢屋商店であり、ファックス番号は酢屋商店のファックス番号である。このことから送信者は特定できない。他社がファックス送信したとしても送信者は特定できない。

酢屋商店が事故原因を究明している事故調査委員会に対して第58寿和丸の乗組員の名簿を提供するのは当然のことであって、このような調査協力をしたことが社会的非難を浴びるようなことはあり得ない。

「高橋様」と手書きした右側に第58寿和丸の乗組員の名簿をファックスした者の氏名が書かれているのだとすると、それが法人代表者名であれば慣行として公にされており、1号イにより開示されるべきである。

第11 乙②第28号証のその余の部分

被告は、個人識別性のない船員番号、役職、生年月日、都道府県市町村、郵便番号であっても、乗組員関係者が保有する第58寿和丸及びその僚船の乗組員に関する情報と照合することで、個人を識別することが可能だと主張するが、第58寿和丸及びその僚船の乗組員はもともと第58寿和丸の乗組員について知っているとしても、誰彼構わず、第58寿和丸の乗組員の情報を提供するとは考えられないから、モザイク・アプローチによって個人識別が当然に可能になると考えるのは誤りである。

端的に船員番号、役職、生年月日、都道府県市町村、郵便番号で特定の個人が識別できるどうかを考えれば足り、これらの情報から特定の個人が識別できないことは明らかである。

仮にモザイク・アプローチにより個人が識別できたとしても、それによる実害は考えられないから、モザイク・アプローチを想定して不開示とする必要はない。

第12 乙②第29号証「※」部分・第30号証「※」部分・第33号証「※1」部分・第34号証「※1」部分

1 乙②第29号証及び第30号証

「漁船第58寿和丸転覆事件」の「質問調書」である。小名浜機船底曳網漁業協同組合において海難審判庁理事官榎木園正一が聴き取りを行ったものである。このような聴き取りに応じた者は酢屋商店の関係者か否かを問わず事故原因の究明を強く求めている者であり、自分がこのような調査に協力したことを社会的に知られたくないということは考えられない。このような者が調査に協力したことが社会に知られたとしても実害が生じることは考えられないから、モザイク・アプローチによって個人識別が可能になることを考慮する必要はない。したがって、氏名、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、都道府県市町村より詳しい個人宅住所は個人識別情報として1号に該当するとして不開示にするとしても、これら以外の情報は個人識別性を欠くから1号に該当しないと解すべきである。

2 乙②第33号証及び第34号証

これらも「漁船第58寿和丸転覆事件」の「質問調書」である。第33号証の質問調書は岩手県久慈市アンパーホール第3会議室において、第34号証の質問調書は小名浜機船底曳網漁業協同組合において、いずれも海難審判庁理事官榎木園正一が聴き取りを行ったものである。このような聴き取りに応じた者は酢屋商店の関係者か否かを問わず事故原因の究明を強く求めている者であり、自分がこのような調査に協力したことを社会的に知られたくないということは考えられない。このような者が調査に協力したことが社会に知られたとしても実害が生じることは考えられないから、モザイク・アプローチによって個人識別が可能になることを考慮する必要はない。したがって、氏名、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、都道府県市町村より詳しい個人宅住所は個人識別情報として1号に該当するとして不開示にするとしても、これら以外の情報は個人識別性を欠くから1号に該当しないと解すべきである。

第13 乙②第31号証「※1」部分

報告書の決裁欄及び欄外の「※１」には報告書の作成及び決裁に関与した者の印が押されていると考えられる。印影は「姓」だけであるから個人識別性を欠く。

「組合長」「専務」「課長」の肩書との組み合わせにより、当該組織内においては個人を識別できるとしても、当該組織が外部の者に対して職員録等の情報を提供することは当然に行われることではないから、開示請求者が当然に照合できると考えるべきではなく、照合による個人識別が当然に可能になるわけではない。仮に何らかの方法により個人が識別できたとしても実害はないから、モザイク・アプローチによって個人識別が可能になることを考慮する必要はない。

第１４ 乙②第３１号証「※２」部分

１ 聴取年月日や聴取場所

聴取年月日や聴取場所は個人識別情報ではない。乙②第２９号証や第３０号証その他では開示されており、これらとの比較からしても開示されるべきである。

２ 役職

被告の主張によれば、「※２」には本件事故の事情について聴取を受けた者複数名の役職、氏名、姓が記載されているとのことである。

役職だけでは氏名はわからない。被告はモザイク・アプローチにより特定可能だと主張するが、関係者にとっては役職だけでなく氏名もわかっているはずであるから、関係者との関係では聴取を受けた事実には秘匿性はない。

また、第５８寿和丸の沈没原因を明らかにしたいという考えは関係者誰にも共通しており、社会も同様に受け止めている事故であることからして、役職から氏名が特定できる者がいたとしても本人に実害が生じる可能性はないから、モザイク・アプローチにより本人の識別が可能になることを配慮する必要はない。

第１５ 乙②３２「※３」部分

被告は、被告準備書面（１１）８～９頁で述べたとおりとしており、そこでは、

「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報でもない」と条文への当てはめを否定しているだけで、それ以上の説明はない。

慣行は当然、社会慣行と読み込むべきであり、そう解することで何ら実害はないから、検査責任者名を不開示にする必要はない。

第16 乙②第36号証・第37号証「※1」部分

被告は、「第58寿和丸の乗組員に関する名簿等の他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができる」と主張するが、酔屋商店では誰に対してでも第58寿和丸の乗組員に関する名簿等を外部の者に自由に閲覧させるわけではないであろうから、酔屋商店以外の者が情報公開によって得た断片的情報から全内容を知ることとはできない。他方、酔屋商店の従業員であれば情報公開請求するまでもなく知っていることであるから、そのような者が情報公開請求する場合を想定する意味がない。

免状番号及び併有免状には個人識別性はなく個人情報に該当しない。

備考はどのような事項が書かれているか不明であるが、それ自体に個人識別性がなければ個人情報に該当しない。

第17 乙②第37号証「※2」部分・第38号証「※4」部分・第39号証「※」部分・第40号証「※1」部分・第42号証「※1」部分・第43号証「※」部分・第53号証「※」部分・第55号証「※5」部分

1 勤務先法人名、役職

被告の一覧表の説明によれば、これらの箇所には照会の回答として資料を提出した者の所属、役職、氏名が書かれているとのことである。これらの者の勤務先法人名、役職は個人識別情報ではない。

また、これらの者が提出した資料は、乙②第37号証は第58寿和丸乗組員配置図、同第38号証は国土交通省運輸安全委員会宛ての「第五十八寿和丸事故の

補充調査について」と題する文書、同第40号証は海上保安庁連絡事項、同第42号証は三十一寿和丸搜索状況（FAX）、同第43号証は回収物・数量等が記録されている■■■リスト、第53号証は第58寿和丸の日々の計画表、同第55号証は第82寿和丸・第22寿和丸・第31寿和丸の航海日誌・機関日誌であることからして、これらを提出したことが第三者にわかったとしても実害が生じることは考えられないから、モザイク・アプローチにより本人が特定可能かどうかを論じる必要はない。

2 氏名

管理職であれば社会慣行として公にされているから、1号イに該当する。

第18 乙②第38号証「※1」部分

被告の説明によれば、補充調査を受けた複数名の勤務先法人名、役職、氏名、ファックス番号が記載されている。

このうち法人名、役職、ファックス番号は個人識別情報に当たらない。

このファクスは事故原因調査に協力しているものであることからして、これらを提出したことが第三者にわかったとしても実害が生じることは考えられないから、モザイク・アプローチにより本人が特定可能かどうかを論じる必要はない。

第19 乙②第38号証「※3」部分

被告の説明によると、※3には、第58寿和丸の乗組員の氏名・生年月日・年齢・住所・電話番号・本籍地・学歴・職歴・事故後の安否に係る情報が記載されている。

被告は、「第58寿和丸の関係者が入手し得る乗組員名簿等の他の情報と照合することで特定の個人を識別することができる」と主張するが、酔屋商店の関係者であれば、乗組員名簿等などなくても内容を知っているような事項であって、情報公開請求をするまでもない。他方、部外者が情報公開請求によって個人識別性を欠く

情報入手し、これに基づいて酢屋商店関係者に乗組員名簿等を見せてもらおうとしても、応じるかどうかは人によることであるから、当然には個人識別が可能になるわけではない。

したがって、氏名、都道府縣市町村より詳しい個人宅住所、電話番号は個人識別情報に該当しうるとしても、経歴等は氏名や住所等を墨塗にすることで個人識別性を欠くから1号に該当しないと解すべきである。

第20 乙②第39号証のその余

被告の説明によると、「その余」には、第58寿和丸の乗組員のうちの死亡者の死体検案書であり、氏名・性別・生年月日・死亡日時・死亡した場所・死亡原因に関する情報が記載されている。

被告は、記載されている情報は死亡した第58寿和丸の乗組員に限られており、同乗組員に関するその他の情報と照合すると特定の個人を識別できるから不開示事由に該当すると主張する。

しかし、第58寿和丸沈没事故は酢屋商店の関係者や死亡した乗組員の家族だけでなく社会的に関心をもたれ、漁業関係者の間では特に関心が高い事故であり、死亡した乗組員は広く知られており、酢屋商店関係者や遺族においてこの事実を隠そうという考えは一切ない。そのような実情からすると、氏名が開示されたとしても実害はないと考えられる。個人識別に直接結びつく氏名や都道府縣市町村より詳しい本籍地は個人識別情報に該当しうると考えるとしても、それ以外の情報（性別・生年月日・死亡日時・死亡場所・死亡原因）は第三者に知られても実害が生じることは考えられないから、他の情報と照合することによって個人を特定できるかどうかを判断するモザイク・アプローチによる個人の識別可能性を検討する必要はない。

第21 乙②第40号証「※2」部分

生存者名、死亡者名、第58寿和丸乗組員名簿（役職・氏名・年齢・住所）が不

開示になっている。

1 生存者の役割

「生存者 3 名（■■：■■■さん、■■：■■■さん、■■：■■■さん）」とあるのは、乙②第 2 号証にある、3 名の生存者 E【■■■■：■■■■】、F【■■■■：■■■■】、G【■■■■：■■■■】と同じ書き方であり、そこでの被告の主張によると（9 頁）、各【 】内の一方は船内で担当していた役割で、もう一方は氏名とのことである。「生存者 3 名（■■・■■■さん、■■：■■■さん、■■：■■■さん）」も同様と解される。

被告は、乙②第 2 号証の説明で、担当の役割を開示すれば生存者の関係者等が入手できる第 5 8 寿和丸の乗組員に関する他の情報と照合することで、乗組員個人の識別が可能になるとのことである。

しかし、生存者 3 名は『黒い海』に実名で出ており、自らが第 5 8 寿和丸の生存者であることを社会的に隠していない。生存者の関係者でなくても特定できる。情報公開法が個人識別情報を類型的に不開示事由にしていることからすれば、氏名だけを不開示とすれば足り、船舶内で担当していた役割を開示しても、生存者らには何らかの「不名誉」や「不利益」が生じることは考えられないから、モザイク・アプローチにより他の箇所を不開示にする必要はない。

2 乗組員名簿

第 5 8 寿和丸の乗組員であったことは社会的に不名誉なことでもなければ、広く知られることによって不利益を被ることでもないから、モザイク・アプローチを厳格に行う必要はない。氏名以外の役職、年齢、都道府縣市町村までの住所だけであれば、個人識別性はない。

第 2 2 乙②第 5 2 号証「※」部分

横浜地方海難審判理事所理事官榎木園正一が第 5 8 寿和丸沈没事故に関して当時の付近海域の気象・海象状況を把握するために一定の事項を調査依頼した文書であ

ることとして、調査依頼を受けた者は上記沈没事故が発生した当時、酢屋商店所有の船舶に乗船して付近海域にいた者である。

これらの者にとって第５８寿和丸の沈没は他人事ではない深刻な事態であり、沈没原因を切実に知りたがっている者たちであり、自分が付近海域にいたことを隠したいと考えている者などいない。そのような実情からすれば、氏名は個人識別情報に当たるとしても、それ自体個人識別性のない「職名」は個人情報に該当しないと解すべきである。

第２３ 乙②第５５号証「※１」部分

勤務先法人名、役職、ファックス番号は個人情報ではない。

回答者は第５８寿和丸の沈没原因を解明するための補充調査という極めて重要な調査に応じた者であることからして、本来、責任を明らかにすべく顕名で行うである。そうだとすると、このような者の氏名は慣行として公にされていると考えられる。仮にこれに当たらないとしても、沈没原因の調査に応じたことは社会的に非難される可能性はないから、モザイク・アプローチを厳格に行う必要はない。

第２４ 乙③第１号証「※」部分

石油購入券に記載されている「受領者」「積載港」「積載店名」は取引先であれば誰にでも示されている情報である。「積載港」「積載店名」は個人情報ではない。

「受領者」欄に記載されている販売担当者の姓は慣習として公にされている情報であり、開示されても何ら実害はないから、モザイク・アプローチを厳格に行う必要はない。

第２５ 乙③第４号証「※１」部分

報告書は第５８寿和丸沈没事故に関するものであり、報告者は責任ある立場で作成しているはずであるから、慣行として公にされているものである。

第26 乙③第4号証「※4」「※5」「※6」部分

1 「※4」「※5」

船長及び機関長は乗組員に対して責任を負う立場にあり、社会的にも責任者として慣行として氏名は公にされている。また、都道府県市町村までの住所及び免許番号には個人識別性がないから個人情報に該当しない。

2 「※6」

氏名以外の職名、生年月日、都道府県市町村までの住所だけであれば、個人識別性はない。第58寿和丸の乗組員であったことは生存者・死亡者・行方不明者を問わず社会的に不名誉なことでもなければ、広く知られることによって不利益を被ることでもないから、モザイク・アプローチを厳格に行う必要はない。

第27 乙③第5号証乃至乙③第8号証

三級海技士（航海）の海技免状（第5号証）、小型船舶操縦免許証（第6号証）、無線従事者免許証・第一級海上特殊無線技士資格（第7号証）、自動車運転免許証（第8号証）のうち、氏名及び容貌写真以外の墨塗部分からは個人は特定できず個人識別性はない。特段秘匿すべき事項が書かれている書面ではなく、だれの海技免状であるかが公になっても不利益を被ることは考えられないから、モザイク・アプローチを厳格に行う必要はない。

第28 乙③第9号証

第58寿和丸の船員手帳に記載されている事項は、秘匿性の高い個人情報はないから、モザイク・アプローチを厳密に行う必要はない。

第29 乙③第11号証「※2」部分

文中6①の墨塗は第58寿和丸の乗組員名簿依頼先、6②の墨塗は船舶関係書類

の依頼先、面接調査の依頼先、6④及び7①②は墨塗は面接調査の相手であることがわかる。これらの墨塗箇所にかかれている勤務先法人名や役職は個人情報ではない。酢屋商店の関係者が事故原因調査に協力するのは当然であって、開示によって特定個人が推知されることがあったとしても何ら不利益や実害が生じることは考えられないから、モザイク・アプローチを厳密に行う必要はない。

第30 乙③第14号証「※」部分

第58寿和丸の搭載物について聴取した文書である。調査に協力した者にとって第58寿和丸の沈没は他人事ではない深刻な事態であり、沈没原因を切実に知りたがっている者であり、第58寿和丸の搭載物を説明したことを隠したいと考えている者などいない。そのような実情からすれば、氏名は個人識別情報に当たるとしても、それ以外の住所や出縄番号、FAX 番号が個人宅でなければ個人識別性はないから、個人情報に該当しないと解すべきである。

第31 乙③第15号証「※」部分

運輸大臣名で公的に作成されている型式承認書であることからして、その名宛人の氏名に秘匿性があるとは考えられない。慣行として公にされていると解されるから1号イに該当する。

第32 乙④第1号証「※1」部分

被告の主張に対する反論は第4準備書面の32で説明したとおりである。

第33 乙④第1号証「※3」部分

被告の主張に対する反論は第4準備書面の33で説明したとおりである。

第34 乙④第6号証「※」部分

被告の主張によると、墨塗箇所には、本件事故調査報告書案について意見を提出した者の氏名や所属先等が記載されているとのことである。

1枚目は2枚目以下の文書の鏡文であることからして、1枚目の※に書かれている氏名等はこれらの全文書を運輸安全委員会事務局宛てに提出する代表責任者乃至これに相当する立場の者である。このような者の氏名は慣行として公にされており、本件でもこれを開示することによる不利益は考えにくい。1号イに該当する。所属等は個人情報に該当しない。

「別紙1」上部の※は位置からしてファックス送信者名がカタカナで印字されていると考えられる。個人宅からのファックス送信でなければ、個人名は書かれていないはずであるから個人情報に該当しない。

「別紙1」の住所・氏名は法人の代表者の立場の者で住所も法人の所在地であれば、住所は個人情報に該当せず、氏名は慣行として公になっているから、開示されるべきである。それ以外の者の場合は氏名は個人情報に該当するが、住所については都道府縣市町村までは個人識別が不可能であるから開示されるべきである。

「別紙3」の※にはどのようなことが書かれているか不明である。被告が主張するとおり、本件事故の調査方向所案について意見を提出した者の氏名及び所属先等であれば、氏名以外は個人識別性がないから個人情報に該当しない。

国土交通省運輸安全委員会（海事部会）宛てに「意見書（漁船第58寿和丸沈没事故）」を提出した者が墨塗（※）になっている。事故原因事実について意見を言える立場としては乗組員のうちの生存者3名、補佐弁護士等が考えられる。生存者の立場自体は個人識別性がないから個人情報に該当しない。補佐弁護士などの立場の表記も個人識別性がないから個人情報に該当しない。弁護士は職業柄、氏名を公にしているから、その氏名は1号イに該当する。

「意見書」の36頁の次の頁（右上に手書きで「1」とある）の「※」は何が書かれているのか全く特定できない。被告は、原告が開示事由該当性を検討できるよう説明されたい。

次の頁（右上に手書きで「2」とある）の「※」は何が書かれているのか全く特定できない。被告は、原告が不開示事由該当性を検討できるよう説明されたい。

以上